

県立総合技術研究所林業技術センター三次高平施設 水道施設新設工事
留意事項

本工事は、市が県立総合技術研究所林業技術センター高平施設の一部譲渡を受けるにあたり、県立総合技術研究所林業技術センター（以下「県」という。）の給水機能を確保するため、市が工事を実施し、完成後は、県に所有権を帰属することから、工事の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 水道施設は、県有地内への設置となるため、作業実施にあたっては、必ず事前に県の許可を受けた上で実施すること。
その際、県有地への立ち入り期間をバーチャートで示した工程表も合わせて提出すること。
- (2) 受水槽等設置箇所、給水管埋設箇所及び量水器設置箇所は、市道十日市256号線の拡幅用地の兼ね合いもあるため、仕様書をもとに、県、市（危機管理課及び土木課）及び受注者による現地立会により決定する。
- (3) 水道施設への送水する既存本管からの分岐箇所は、仕様書をもとに、県、市（危機管理課及び土木課）及び受注者による現地立会により決定する。
- (4) 作業実施にあたり、一時的に県への給水を停止する必要があるときは、必ず事前に県の許可を受けた上で実施すること。
- (5) 本工事と別に発注する「県立総合技術研究所林業技術センター解体撤去工事（以下「解体撤去工事」という。）」は、令和6年度危機管理課主要事業「備北地区消防組合消防本部・三次消防署用地整備事業」に位置付けている工事であり、本工事は、解体撤去工事に係る機能確保となることから、本工事の実施にあたっては、解体撤去工事受注者と綿密に調整を行い実施すること。
- (6) その他、協議が必要な事項が生じた場合は、速やかに発注者に連絡すること。